

マイム介護センターあいづ南 運営規程

(訪問介護)

(事業の目的)

第1条 株式会社マイム「**マイム**介護センターあいづ南」が、福島県知事の指定を受けて開設するマイム介護センターあいづ南（以下「介護センター」という。）が行なう訪問介護の事業（以下「介護」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護センターの介護福祉士、看護師（准看護師含）および訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 介護センターの職員等は、要介護者及び要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう食事、入浴、排泄の身体介護及びその他の生活全般にわたる援助を行なう。
- 2 介護センターは、サービスの提供をした際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者または代理人及び家族からの申し出があった場合には、文書の交付及びその他適切な方法により、その情報を利用者または代理人及びその家族に対して提供しなければならないものとする。
 - 3 介護センターは、個別サービス計画（訪問介護計画等）の作成に当たっては、その内容について利用者または代理人の同意を得ることとする。また、個別サービス計画を作成した際には、当該個別サービス計画を利用者または代理人に交付するものとする。
 - 4 介護の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(介護センターの名称等)

- 第3条 介護を行なう介護センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1) 名称 マイム介護センターあいづ南
 - 2) 所在地 〒965-0848 福島県会津若松市飯寺北三丁目 6-60

(職員の職種、職員数及び職務内容)

第4条 介護センターの職員の職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名
管理者は、介護センターの職員管理及び業務管理を一元的に行なう。
- 2) サービス提供責任者 介護福祉士
看護師（准看護師含）
ホームヘルパー1級課程修了者

上記の者いずれか1名以上

サービス提供責任者は、介護センターに対する介護の利用の申込みに係る相談、調整、個別サービス計画の作成及び訪問介護員等に対する技術指導等を行なう。

- 3) 訪問介護員等 介護福祉士
看護師（准看護師含）
初任者研修了者
ホームヘルパー1級課程修了者
ホームヘルパー2級課程修了者

上記の者いずれか2名以上訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 介護センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日：月曜日から日曜日までとする。
- 2) 営業時間：午前9時から午後6時までとする。
* 援助内容によっては時間外での援助あり
- 3) 不在時は、留守番電話により用件を録音して後日連絡するものとする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 訪問介護の内容は次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、介護センターの見やすい場所に掲示する。

- 1) 身体介護
- 2) 生活援助
- 2 通常の介護実施地域を超えて行なう訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - 1) 通常の介護地域の境界を起点とし、1キロメートルにつき 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者または代理人に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の介護実施地域)

第8条 通常の介護の実施地域は、会津若松市、会津坂下町、会津美里町、湯川村の区域とする。

(苦情等における対処方法)

第9条 介護センターは、利用者または代理人及び家族等からの苦情を受けつけた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。また、市町村または国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合において、市町村または国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、改善の内容を報告しなければならない。

- 2 介護センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第10条 介護センターは、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとしての業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内に1回以上
- 2) 継続研修 年1回以上
- 2 介護センター職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 介護センター職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月19日から施行する。